

議案第44号

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(平成17年愛西市条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年9月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市八開地区コミュニティセンターを設置するため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成
17年愛西市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

第1条中「愛西市市江地区コミュニティセンター」を「愛西市地区コミュニ
ティセンター」に改める。

第2条中「愛西市東條町西田面11番地1に置く」を「設置する」に改め、
同条の次に次の1条を加える。

（名称及び位置）

第2条の2 コミュニティセンターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
愛西市市江地区コミュニティセンター	愛西市東條町西田面11番地1
愛西市八開地区コミュニティセンター	愛西市江西町大縄場155番地1

第7条第1項及び第10条第4項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に
改める。

別表中「別表」を「別表 愛西市市江地区コミュニティセンター使用料」に
改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 愛西市八開地区コミュニティセンター使用料（第7条関係）

利用時間	午前9時 ～午後零 時	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時	午後6時 ～午後8 時	午後8時 ～午後 10時	午前9時 ～午後 10時
研修室及び 会議室	1,140 円	760 円	760 円	760 円	760 円	4,180 円
農業文献等	840	560	560	560	560	3,080

コーナー	円	円	円	円	円	円
和室1	840	560	560	560	560	3,080
	円	円	円	円	円	円
和室2	1,140	760	760	760	760	4,180
	円	円	円	円	円	円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく愛西市八開地区コミュニティセンターに係る申請その他の行為は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。
- 3 施行日前に施行日以後の愛西市八開地区コミュニティセンターの利用の許可を受けた者からは、施行日前においても当該利用に係る新条例に定める額の使用料を徴収することができる。

(調整規定)

- 4 愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例は、愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成28年愛西市条例第15号）第1条の規定によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。